

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の取り組み

札幌市社会福祉協議会

- 1 計画期間
令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間
- 2 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーの周知及び促進を図る。

<対策>

- 令和6年 4月～
 - ・ノー残業デーの継続的な周知・促進
(所属長への取得促進に向けた通知文及びメール等による職員への周知)
 - ・勤怠管理システムにより労働時間の「見える化」を行い、効率的な管理を進める

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間・平均15日以上とするため、「月イチホリデー」の周知及び促進を図る。

<対策>

- 令和6年 4月～
 - ・勤怠管理システムにより、職員の年次有給休暇の取得状況をリアルタイムで把握することで、計画的な年次休暇取得の促進を図る。
 - ・「月イチホリデー」の周知・促進
(所属長への取得促進に向けた通知文及びメール等による職員への取組について検討を行う。)

目標3：育児・介護休業などの諸制度を理解し、積極的な利用を促進することで職員がより安心して働ける体制を構築する。

<対策>

- 令和6年 4月～
 - ・本会が定める「就業規則」及び「育児休業規程」を理解し、積極的な活用が図られるよう、採用時研修において制度説明の時間を設け理解促進を図る。

目標４：育児・介護・配偶者等の転勤を理由とする退職者に対する職場復帰支援の取り組みを進める

<対策>

- 令和6年 4月～
 - ・職場復帰支援促進事業（おかえりなさいサポート）事業の周知と活用（所属長への利用促進に向けた周知）
 - ・復帰希望者との面談と採用（適宜実施）

目標５：在宅勤務・テレワークの推進による柔軟な働き方の推進

<対策>

- 令和6年 4月～ 在宅勤務・テレワークの推進継続

目標６：管理職に占める女性割合を30%にする

<対策>

- 令和6年 4月～ キャリアアップ制度の周知
- 令和6年 10月～ キャリアアップのための職員研修等の検討

目標７：平均残業時間を月5時間以内にする

<対策>

- 令和6年 4月～
 - ・ノー残業デーの継続的な周知・促進（再掲）
 - ・勤怠管理システムにより労働時間の「見える化」を行い、効率的な管理を進める（再掲）
 - ・時差出勤の有効的な活用
 - ・業務内容の検証と最適な業務環境の検討
 - ・長時間労働が発生している職場には直接的な働きかけを実施
 - ・ITやロボットツールなどのデジタル技術の活用による業務効率化